

議案第 31 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類 | 土地 |
| 2 | 処分の方法 | 売払い |
| 3 | 売払い金額 | 23,953,380円 |
| 4 | 相手方 | 亀山市野村町1668番地の2
亀山急送株式会社
代表取締役 岩佐 将男 |
| 5 | 処分する土地 | 所在地 亀山市野村町字大古場1789番
175
地目 山林
地積 17,859㎡（公簿） |

提案理由

財産の処分について、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。